

法定雇用率引上げに伴う準備は進んでいますか？

令和3年3月1日からの「法定雇用率」引上げに伴い、こんなことはありませんか？

- ・「障害者雇用義務対象の事業所になる」
- ・「雇用率の引上げによって未達成になってしまう！」
- ・「昨年より不足数が増えてしまう！」

事業主区分	雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3 %
国・地方公共団体	2.5% ⇒	2.6 %



令和3年3月になって慌てないように、

今からできる準備をはじめましょう!!

まずは、お近くのハローワーク窓口にご相談ください



- ・ 障害者雇用全般に関する相談の受付け
- ・ ハローワークを中心とした支援機関との連携によるチーム支援の実施
- ・ 各種セミナーや講座、見学会の開催
- ・ 求人条件にマッチした求職者との管理選考などの実施
- ・ 障害者の各種助成金の支給 など

事業主さまの状況に合わせて、ご相談・ご提案いたします!!



群馬労働局・ハローワーク

LL021014群馬01

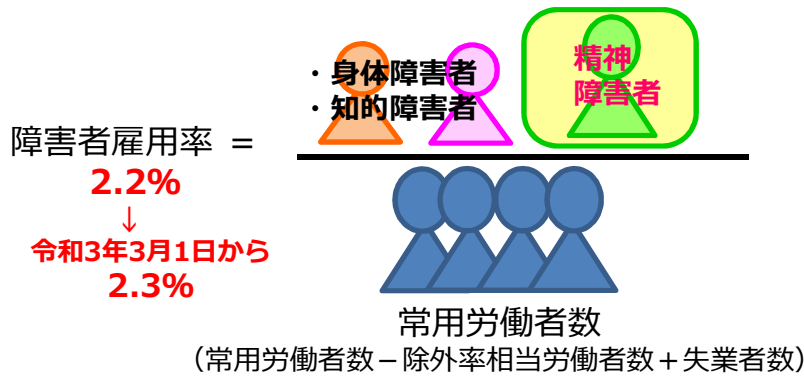
○ 障害者雇用率制度ってなに？

障害者雇用促進法第43条1項により

「事業主は、雇用している労働者数に占める対象障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る））の割合が一定率（**障害者雇用率**）以上であるようにしなければならない」とされています。

○ 障害者雇用率が引き上げになるってどういうこと？

・平成30年4月1日から障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者・知的障害者に**精神障害者が加わり**、あわせて法定雇用率が2.2%に引き上がりました。それと同時に、平成30年4月から3年を経過する日より前に**2.3%になることが決定**しています。



身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表に掲げる障害があるもの
(法第2条第2号)

知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令で定めるもの
(法第2条第4号)

精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令(※2)で定めるもの
(法第2条第6号)
※2 次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

精神障害者保健福祉手帳所持者

- ①統合失調症
- ②そううつ病
- ③てんかん

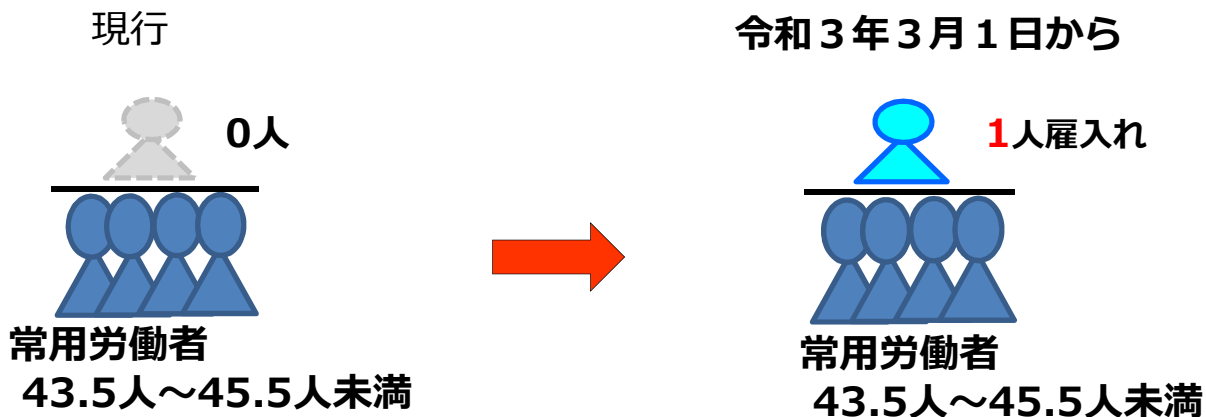
その他

障害者のうち、左記に該当しない者

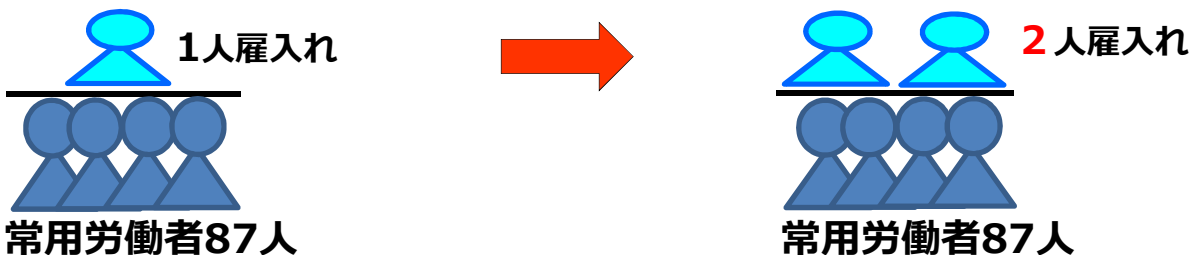
- ・発達障害者
- ・難治性疾患患者等

～平成30年4月1日から～
雇用義務の対象範囲

○ 障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が**43.5人以上**に広がる



◎ 例えば・・・常用労働者数87人の事業所の場合



※（労働者）数によっては、雇用する障害者の人数が増える事業所もあります

○ 障害者雇用における障害者の算定方法

	常用労働者	
	30時間以上	短時間労働者 20時間以上 30時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5

○ カウント数について

- ・ 重度身体障害者・重度知的障害者は
1人をもって2人の障害者を雇用とみなします
- ・ 短時間労働者
1人を0.5人の障害者を雇用とみなします

精神障害者である短時間労働者の
算定方法の見直し（特例措置）



以下の要件を全て満たす場合は
0.5 ⇒ 1

- 要件①：精神障害者である短時間労働者
- 要件②：新規雇入れから**3年以内**の方又は、
精神保健福祉手帳の取得から**3年以内**の方
- 要件③：令和5年3月31日までに雇入れられた方
かつ、精神保健福祉手帳を取得した方



では、下の計算式に現在の従業員数を当てはめて
法定雇用率達成に必要な雇用障害者数を計算してみましょう

常用労働者数[※]（ 人） + 短時間労働者数[※]（ 人）（×0.5） = 労働者数

労働者数（ 人） × 2.3% = （ 人）

（小数点以下切り捨て）

この場合最低、（ 人）の雇用義務が生じます！

※常用労働者数とは : 1週間の所定労働時間が30時間以上の方

短時間労働者数とは : 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方

障害者雇用義務対象になる事業主さま

○ 障害者雇用状況報告書ってなに？

障害者雇用促進法に基づき、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況について、「障害者雇用状況報告書」を厚生労働大臣に報告しなければならないとされています。

※ 毎年、5月下旬に対象事業主さま宛に報告様式が郵送されます。

提出期限までに**事業所管轄のハローワークにご提出**お願いいたします。

ハローワーク一覧

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄区域
前橋公共職業安定所	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	027(290)2111 027(290)2528	前橋市
高崎公共職業安定所	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17	027(327)8609 027(323)8119	高崎市（高崎市新町・吉井町を除く）
高崎公共職業安定所 安中出張所	〒379-0116 安中市安中1-1-26	027(382)8609 027(382)4141	安中市
桐生公共職業安定所	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14	0277(22)8609 0277(22)5014	桐生市・みどり市
伊勢崎公共職業安定所	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10	0270(23)8609 0270(23)3697	伊勢崎市・佐波郡
太田公共職業安定所	〒373-0851 太田市飯田町893	0276(46)8609 0276(48)0096	太田市
館林公共職業安定所	〒374-0066 館林市大街道1-3-37	0276(75)8609 0276(72)4367	館林市・邑楽郡
沼田公共職業安定所	〒378-0044 沼田市下之町888 テラス沼田5階	0278(22)8609 0278(23)7206	沼田市・利根郡
群馬富岡公共職業安定所	〒370-2316 富岡市富岡1414-14	0274(62)8609 0274(62)1932	富岡市・甘楽郡
藤岡公共職業安定所	〒375-0054 藤岡市上大塚368-1	0274(22)8609 0274(24)4587	藤岡市・多野郡・ 高崎市（新町・吉井町）
渋川公共職業安定所	〒377-0008 渋川市渋川1696-15	0279(22)2636 0279(23)4370	渋川市・北群馬郡
渋川公共職業安定所 中之条出張所	〒377-0425 吾妻郡中之条町西中之条207	0279(75)2227 0279(75)5945	吾妻郡
群馬労働局 職業安定部職業対策課	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7	027(210)5008 027(897)3613	群馬県全域